

高齢者虐待の防止のための指針

男鹿市地域包括支援センター

この指針は、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に基づき、高齢者虐待の防止及び虐待発生の対応について定め、高齢者の権利利益を養護することを目的とし、男鹿市地域包括支援センターの全ての職員は、本指針に従い、業務にあたることとする。

1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

この指針において虐待とは次の行為をいう。

- (1) 身体的虐待
高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- (2) 介護・世話の放棄・放任
高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- (3) 心理的虐待
高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- (4) 性的虐待
高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- (5) 経済的虐待
高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

2 虐待防止検討委員会について

- (1) 男鹿市地域包括支援センター（「以下「地域包括支援センター」という。」）は、高齢者虐待防止のために虐待防止検討委員会を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。
- (2) 委員会の委員長は所長が務める。
- (3) 虐待対応担当者は社会福祉士が務める。
- (4) 委員は、地域包括支援センター職員で構成する。
- (5) 委員会は各年度 1 回及び虐待の都度、委員長の招集により開催する。
- (6) 委員会の検討事項は次のとおりとする。
 - ア 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること

- イ 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ウ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- エ 虐待または虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という）について、職員が相談・報告および適切に対応できる体制整備に関すること
- オ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- カ 前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3 虐待防止のための職員研修について

職員に対し、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及し、虐待の防止を徹底することを目的に年1回以上実施し、新規採用時には必ず実施する。また、研修の実施内容について記録する。

4 虐待等が発生した場合の対応について

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに地域包括支援センター内で共有するとともに、必要に応じて事実確認を行う。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市関係部署および警察等との協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制について

- (1) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、速やかに地域包括支援センター内で共有し、解決に努める。
- (2) 地域包括支援センター内で虐待等に気づいた職員は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげられるよう努める。
- (3) 地域包括支援センター内における高齢者虐待は、外部から把握されにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (4) 地域包括支援センターにおいて虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて高齢者虐待対応を実施する。
- (5) 必要に応じて、事実を広報し、関係機関や地域住民等に説明を行う。
- (6) 虐待が発生した場合の対応については、『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）』および『養護者（要介護施設従事者等）による高齢者虐待の対応（介護サービス課 地域包括支援センター）』に沿って対応する。

6 成年後見制度の利用促進に関すること

成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合には利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関すること

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた職員は内容を地域包括支援センター長に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。

8 本指針の閲覧について

本指針は常時閲覧可能とし、地域包括支援センター内に備え付けるほか市ホームページにも掲載する。

9 その他虐待等の防止推進のために必要な事項について

3に定める研修のほか、関係機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附 則

本指針は、令和6年2月13日から施行する。